

## 「川越市地域防災計画」一部修正（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の結果報告

- 意見募集の期間  
平成31年1月4日（金）～平成31年2月4日（月）
- 市民への周知方法  
広報川越（12月25日号）及び川越市ホームページへ意見募集の記事を掲載しました。
- 「川越市地域防災計画」一部修正（案）の公表  
川越市ホームページ、防災危機管理室（市役所本庁舎4階）、各市民センター及び南連絡所へ設置しました。
- 「川越市地域防災計画」一部修正（案）に対する、意見の概要及び市の考え方については、下記のとおりです。

### 記

応募者数：1名 意見数：32件

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>被災地（現地）での指揮は、誰が行うのか不詳である。現場で統括して指示等を行う指揮者が必要である。</p> <p>被災後には消防、警察、消防団、自主防等とさまざまな組織が入る。被害状況の把握（全体、細部）し、要救助者の確認、救助等々をまとめ順番・方法など、各組織に指示する者が必要である。離れた対策本部の建物の中では判断できないものも多くある。</p>	<p>被災地の救助・救急については、消防組合が救助隊及び救急隊を編成し、実施することとしております。以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>このほかの応急対策等の実施する事項に応じて、災害対策本部の各部各班が指揮することを想定しております。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p> <p>本編(2-222～2-226) 第6 救助・救急</p>
2	<p>&lt;新旧対照表：NO.88(2-226)&gt;</p> <p>消防団、自主防災組織及び一般住民への協力依頼</p> <p>全体のNO.1に関連する。現地の誰が依頼（指示）するのか、現地責任者（現地指揮者）の存在が不明である。明確にするべきである。</p>	同上

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
3	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>全体がみえる組織図（指揮系統図が欲しい。</p> <p>また、同じような班名が多く、その活動内容が分からない。班の役割を記載して欲しい。応援が来た場合も組織図が必要と考える。また、班編成の数が多いが職員の何%でどの位の期間この体制が維持できるのか不明である。</p>	<p>災害対策本部の組織編成については、以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>職員参集率等については、業務継続計画を別途作成し、災害対策本部の組織体制が維持できるよう努めております。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p> <p>資料編(資料集 1-121～138)</p> <p>■災害対策本部の組織編成(その1)</p> <p>～ ■消防団【川越市消防団】</p>
4	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>タイムラインを推奨していると聞いているがこの計画からはみえない。</p>	<p>本市では、避難勧告等に着目したタイムラインを作成しており、市ホームページ等にて周知しております。</p> <p>地域防災計画への記載については、今後検討してまいります。</p>
5	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>自主防災組織、消防団等の強化等をうたっていますが、高齢化、地域性などを考慮し、現状に見合った見直しが必要と考える。</p>	<p>防災組織の育成・強化については、市民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、また、女性の参画を促進するなど現状に見合った組織体制の整備に努めております。以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p> <p>本編(2-126～2-132)</p> <p>第3 防災組織の育成・強化</p>
6	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>今回の修正をする根拠は何ですか。</p>	<p>地域防災計画修正の法的根拠及び修正方針については、市ホームページ掲載の以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川越市地域防災計画概要について」</li> <li>・【平成30年度】川越市地域防災計画修正方針</li> </ul>
7	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>防災計画の修正の間隔（タイミング）は定期的なものか不定期に行うかで記載の内容も変わってくると思われる。</p>	<p>地域防災計画の修正の間隔については、以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p> <p>本編(1-4)</p> <p>5. 2計画の修正</p>
8	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>本文中「検討する。」「努力する。」の言葉が随所に見られます。その結果等については、どの様に公表、また、お知らせしているのか。</p>	<p>検討結果等については、地域防災計画の改訂時等に計画に、反映しております。</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
9	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>消防との連携がみえない。例えば新旧対照表：NO. 77(2-204)の情報伝達の項で「市民から市（消防は除く。）」となっている。消防は別系統なのですか。これでは言われている情報の一元化と言えるのでしょうか。同様のことが他もあり。</p>	<p>市と消防組合は、別組織となっており、市民からの通報については、別系統となっております。</p> <p>なお、災害時の被害状況等については、市と消防組合の両方で情報を共有しております。</p>
10	<p>&lt;全体への意見&gt;</p> <p>気象の専門家が居ないようですが何故でしょうか。気象庁では防災気象アドバイザーの養成を行っていますが、活用するべきだと思います。</p>	<p>熊谷地方気象台は、県や市に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を行うこととしております。具体的には、熊谷地方気象台とのホットラインを運用しております。以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p> <p>本編(1-15)</p> <p><b>【東京管区気象台（熊谷地方気象台）】</b></p> <p>本編(3-46)</p> <p>(3) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用</p>
11	<p>&lt;新旧対照表：NO. 123～124(2-363～364)&gt;</p> <p>罹災証明で火災は消防となっております。震災後の窓口は別々の場所に設け対応も別々に行うとみられるが対応は一本化するべきである。</p> <p>また、地震後に発生した火災については、どちらが担当するか不明です。スムーズな対応ができないと思います。その他同様な事項及び対応する部署とのすり合わせが必要。</p>	<p>火災による罹災証明は、証明に必要な調査の関係から発行の主体を消防長が行うものとしております。</p> <p>震災後の罹災証明書の発行窓口を同じ場所に設けることについては、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>&lt;新旧対照表：NO. 5(1-7)&gt;</p> <p>自主防災組織結成率</p> <p>旧文書で「平成27年度 90.0%」に対して新文書「H37年(目標値)90.0%」となっている。結成率の数値が同じ？何故でしょうか？</p>	<p>自主防災組織の結成率について、平成27年度の目標値が未達成だったため、改めて、平成37年度の目標値として定めたものです。</p>
13	<p>&lt;新旧対照表：NO. 15(1-58)&gt;</p> <p>(1) 荒川及び入間川流域浸水想定区域について、出典はどこですか？</p>	<p>荒川及び入間川流域浸水想定区域の出典については、以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
		<p>&lt;記載箇所&gt; 本編(1-57) ■荒川、入間川流域及び新河岸川の浸水想定について 表中「作成者」</p>
1 4	<p>&lt;新旧対照表：NO. 20(2-7)&gt; ①液状化危険度マップの公表 再液状化は考慮しないのですか。</p>	<p>液状化危険度マップについては、「埼玉県地震被害想定調査結果(平成 26 年 3 月埼玉県)」をもとに作成しておりますので、再液状化について考慮しておりません。 今後、国や県から再液状化の危険度が示された場合に検討してまいります。</p>
1 5	<p>&lt;新旧対照表：NO. 51(2-109～110)&gt; (2) 帰宅困難者対策訓練の実施 川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会に観光案内所は入っているのか？ また、観光案内所(川越駅、本川越駅)の位置づけ、役目等をどのように考えているか？外国人対応もあるかと思います。</p>	<p>観光案内所は川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会の構成員となっておりますが、震災時の外国人観光客への対応を考慮し、今年度の訓練に参加しております。 観光案内所の位置づけ等については、今後、協議会にて検討してまいります。</p>
1 6	<p>&lt;新旧対照表：NO. 62(2-156)&gt; ■活動体制と配備基準〔震災対策〕 表中「非常体制」について、震度 5 強と震度 6 弱に違いは？ それによる体制の違いは？</p>	<p>震災対策における非常体制第 1 配備及び第 2 配備による体制の違いについては、以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。 &lt;記載箇所&gt; 本編(2-156) ■活動体制と配備基準〔震災対策〕 表中「活動内容」</p>
1 7	<p>&lt;新旧対照表：NO. 68(2-163)&gt; ⑤総括部(総務部ほか) 危機管理監、総務部長、広報監の 3 人の長がいますが、各々どのような役割をするのですか？</p>	<p>災害対策本部の組織編成において、総括部に危機管理部門、総務部門及び広報部門が含まれているため、危機管理監、総務部長、広報監が部長となり、担当部門をそれぞれ統括しております。</p>
1 8	<p>&lt;新旧対照表：NO. 77(2-204)&gt; □通報の処理 分かりにくい、図式化の方がよいと思います。 □問合せの処理 分かりにくいです。 ・2-212 ページと齟齬があると思います</p>	<p>市民からの通報の処理及び問合せの処理については、情報伝達要領や図式化した「情報伝達・総括部マニュアル」を別途作成し、職員に周知しております。 また、災害情報については、市と消防組合の両方で情報を共有し、マニュアルの中に消防組合との情報伝達についても記載しており</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
	<p>ので、この処理要領は再考の価値ありと思います。</p> <p>・消防にきた情報はどのように処理するのですか？</p>	<p>ます。</p>
19	<p>&lt;新旧対照表：NO.81(2-208)&gt;</p> <p>■発災初期の情報収集経路（発生速報）</p> <p>アマチュア無線協力局とはどのような意味ですか？</p> <p>・協力したくとも使用する周波数等が教えられてないと協力しにくい。また、緊急の連絡ができない。</p> <p>・アマチュア無線局やタクシー無線協力局からの情報は誰が受け取って処理するのか、災対本部には無線設備があつてオペレーターが居るのですか？</p> <p>・協力体制や方法等を詰める必要大いにあり。</p>	<p>アマチュア無線協力局については、以下の&lt;記載箇所①&gt;をご覧ください。</p> <p>また、アマチュア無線協力局の運用やタクシー事業者との協力体制については、以下の&lt;記載箇所②&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所①&gt;</p> <p>本編(2-208)</p> <p>(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）等による）</p> <p>■発災初期の情報収集経路（発生速報）</p> <p>注）アマチュア無線協力局</p> <p>&lt;記載箇所②&gt;</p> <p>本編(2-62)</p> <p>(7) アマチュア無線等からの情報収集</p> <p>本編(2-169)</p> <p>(4) 他団体への協力要請通信手段</p>
20	<p>&lt;新旧対照表：NO.83(2-210)&gt;</p> <p>(2) 情報の収集</p> <p>文中「次の事項に留意する。」について、「次の事項に留意する。」とは何に留意するのか不明、「次の事項に留意する。」のあとに「また、」がくるのは文章としておかしい。</p>	<p>ご指摘の留意事項については、以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p> <p>本編(2-211)</p> <p><input type="checkbox"/>情報収集の留意事項</p>
21	<p>&lt;新旧対照表：NO.85(2-212)&gt;</p> <p>■応急対策情報等の伝達</p> <p>市民への情報等の伝達で「避難所運営班」「地域防災拠点班」「広報班」の3か所から伝えるのはおかしい。図の流れでは情報の内容に齟齬が出る可能性が大きい。市民の方が情報にかく乱される可能性が大きい。</p> <p>もし、情報の質(内容)が違ふと言うのであれば、図の書き方がおかしい。矢印の横に(被害情報)とか記載するべきと</p>	<p>市民への情報提供については、避難所で避難生活を送る方、自宅で避難生活を送る方など情報を受信する市民の被災状況等により、必要とされる情報や受信する場所等が異なるため、各班からそれぞれの状況に合った情報を提供いたします。</p> <p>なお、提供される情報については、複数あるため、図表には記載しておりません。</p> <p>提供される主な情報については、以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所&gt;</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
	<p>思います。</p>	<p>本編(2-210)  (1) 災害情報の収集担当班  ■被害情報等の収集担当班一覧  「情報項目」</p>
2 2	<p>&lt;新旧対照表：NO. 88(2-226)&gt;  ⑦消防団、自主防災組織、一般住民への協力要請  文中「付近住民に指示」について、「付近住民に依頼」では。</p>	<p>災害対策基本法第 65 条において、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。」とされていることから「付近住民に指示」としております。</p>
2 3	<p>&lt;新旧対照表：NO. 91(2-234)&gt;  (2) 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知  文中「防災行政無線」について、防災行政無線では伝わらないことが多く、他の方法も加えるべき。また「防災行政無線等」とか。</p>	<p>災害時の情報伝達手段の多様化が必要であると考えております。ご指摘のとおり、「防災行政無線等」と修正し、計画へ反映いたします。</p>
2 4	<p>&lt;新旧対照表：NO. 102(2-277)&gt;  (1) 避難誘導の実施  文中「防災行政無線や広報車」について、SNS も有効な手段です。  文中「外国語による広報を」について、具体的に何語？誰がアナウンスするのか？</p>	<p>外国籍市民の避難誘導のアナウンスについては、屋外となるため、計画に記載の通り、防災行政無線や広報車が有効であると考えております。  また、外国籍市民への情報提供については、SNS も有効な手段であると考えておりますので、以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。  具体的な言語については、被災状況下で異なるため、限定しておりません。  &lt;記載箇所&gt;  本編(2-277)  1 6. 2 外国籍市民の安全確保  (3) 情報提供</p>
2 5	<p>&lt;新旧対照表：NO. 113(2-323)&gt;  (2) 避難所等における動物の適正な飼養  文中「原則禁止」について、「原則禁止」ですと避難所に入れてしまう。「禁止」が</p>	<p>被災状況や避難所の状況によって異なるため、「原則禁止」としております。</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
	<p>妥当と考える。「原則でしょ。」と言って入れてしまう。1件OKすると我も我もと増える可能性が大きい。</p>	
26	<p>&lt;新旧対照表：NO.124(2-364)&gt;  1. 2 罹災証明書発行の流れ  文中「航空写真」について、航空写真とは、有人航空機を使って撮るのですか？誰が依頼して、いつ撮影するのですか？ドローン等の UAV の利用できるのではないか。</p>	<p>航空写真については、市から埼玉県へ依頼し、埼玉県防災航空隊により撮影することを想定しております。  また、撮影時期については、計画に記載のとおり、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として実施することを想定しております。</p>
27	<p>&lt;新旧対照表：NO.130(2-391)&gt;  文中「冷静な対応を呼びかける広報を行う。」について、事前の訓練の必要性は？</p>	<p>市民への広報に関する訓練については、情報伝達訓練など様々な訓練で実施しておりますが、今後の訓練の参考とさせていただきます。</p>
28	<p>&lt;新旧対照表：NO.142(3-38)&gt;  ■活動体制と配備基準〔風水害対策編〕  図表中「配備基準」について、市ではタイムラインと言っているが、この配備基準はことが起こってからの配備となっている。再考するべきだ。</p>	<p>配備基準については、災害の状況によって、段階的に活動体制を引き上げ、職員を増員し、活動体制を強化する目安を定めたものとなっており、別途作成している「川越市洪水対応タイムライン」や「川越市内水対応タイムライン」と連動しております。</p>
29	<p>&lt;新旧対照表：NO.145(3-45)&gt;  ⑤竜巻注意情報  何故気象庁が使っている説明文を引用しないのですか？ニュアンスが違ってくると思います。  「積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間です。なお、川越市は埼玉県南部に該当。」</p>	<p>地域防災計画では、気象庁ホームページの説明文を要約、引用して掲載しております。以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。  &lt;記載箇所&gt;  気象庁ホームページ  <a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bo-sai/tatsumaki.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bo-sai/tatsumaki.html</a></p>
30	<p>&lt;新旧対照表：NO.152(3-67)&gt;  ■情報の伝達系統図  情報伝達は、複数からの発信は間違いの元。時間差による食い違い等、伝達ミスなどある。再考すべき。</p>	<p>市民の避難情報の伝達については、様々な手段での情報伝達が必要であると考えております。</p>
31	<p>&lt;新旧対照表：NO.161(5-29)&gt;</p>	<p>核燃料物質等事故災害対策計画における市</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
	<p>(2) 退避・避難等の基本方針 「核燃料物質等事故災害対策計画」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の対応がよく分からない。どこが対応の窓口になるのか？</li> <li>・運搬上の車両事故ならば警察、消防が一次対応すると思われます。それでは、市として何するの？ 県への通報のみ？</li> </ul>	<p>の対応等については、事故の状況に応じて災害対策本部を設置し、情報収集や自衛隊の災害派遣要請、放射線被ばくから地域住民を防護するために避難勧告等の発令などを実施することとしております。以下の&lt;記載箇所&gt;をご覧ください。</p> <p>&lt;記載箇所&gt; 本編(5-25～5-33) 第2 核燃料物質等事故災害対策計画</p>
3 2	<p>&lt;新旧対照表：NO. 162(5-30)&gt; 警戒区域の設定について</p> <p>本計画では、県が定めている設定よりも緩くなっている。何故でしょうか？ 県の文章では(埼玉県地域防災計画第6編-33)</p> <p>「※計画区域の設定に係る留意事項 計画区域(応急対策を行うために必要な区域)として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の前後概ね100mを確保する。」</p> <p>となっている。さらに気象状況(風向、風速)を加味して区域を設定すべきである。</p> <p>15mとした理由は何故でしょうか？ 教えてほしい。</p>	<p>警戒区域の設定権につきましては、法律によりその目的等が異なっております。市町村長の警戒区域は、災害対策基本法に基づき人の生命又は身体に対する危険を防止することを目的とし設定するものです。これに対し、消防法による警戒区域は、現場における消防活動の区域を確保することを目的とし設定するものです。ご指摘いただきました埼玉県地域防災計画の警戒区域は消防法に基づくものであり、本市地域防災計画の警戒区域は災害対策基本法に基づくものです。</p> <p>なお、本市地域防災計画の記載は、埼玉県地域防災計画第6編-35(6)イ-(ア)に基づき記載したものです。</p>

以上